

第2回日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議

司法の国際発信に残された課題と展望 - Doing businessにおける日本の評価を参考に -

日本大学法学部准教授

杉本 純子

sugimoto.junko@nihon-u.ac.jp

法令外国語訳事業開始から10年を経た現状

■ 法令外国語訳推進事業の目的

「グローバル化する世界で、わが国の法令が容易かつ正確に理解されること」

日本の国際取引の円滑化（国際競争力の強化）
対日投資の促進
開発途上国に対する法整備支援の推進
日本に対する国際理解の増進
在日外国人の生活上の利便向上等を実現するため



10年を経て

法令外国語訳推進事業が掲げた当初の目的は実現していると評価できるか。

世界からみる日本のビジネス環境の現状 - Doing Business2019における日本の評価 -

Doing Business

- 世界銀行が毎年発表する、世界約190の国と地域を対象とした事業活動規制に係る10分野を選定して順位付けしたランキング。
ビジネス活動における制度的環境を比較評価し、各国のビジネスの容易性を順位化したもの。
= ビジネスを行いやすい環境が整備されているかどうかに関する各国の評価。
- 「日本再興戦略 -Japan is Back-」(2013年)以降、成長戦略のKPI「2020年までに世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、先進国(OECD加盟35か国)で3位以内を目指す」としているが、日本の順位は年々低下。

Doing Business における日本の順位の推移 - 総合評価の世界順位 -

年	順位
2010年	15位
2011年	15位
2012年	16位
2013年	17位
2014年	22位
2015年	27位
2016年	30位
2017年	31位
2018年	34位
2019年	39位

	2018年版上位ランキング
1位	ニュージーランド
2位	シンガポール
3位	デンマーク
4位	韓国
5位	香港

	2019年版上位ランキング
1位	ニュージーランド
2位	シンガポール
3位	デンマーク
4位	香港
5位	韓国

日本の順位推移 - OECD加盟国の総合順位 -

- 『日本再興戦略 -Japan is Back-』（2013年）以降、成長戦略のKPI「2020年までに先進国（OECD加盟35か国）で3位以内を目指す」としている。2019年版では25位。

2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
1 New Zealand						
2 United States	2 United States	2 Denmark				
3 Denmark	3 Denmark	3 Korea, Rep.				
4 Norway	4 Korea, Rep.	4 Norway	4 United Kingdom	4 Norway	4 United States	4 Norway
5 United Kingdom	5 Norway	5 United States	5 United States	5 United Kingdom	5 United Kingdom	5 United States
6 Korea, Rep.	6 United Kingdom	6 United Kingdom	6 Sweden	6 United States	6 Norway	6 United Kingdom
7 Australia	7 Australia	7 Finland	7 Norway	7 Sweden	7 Sweden	7 Sweden
8 Finland	8 Finland	8 Australia	8 Finland	8 Estonia	8 Estonia	8 Lithuania
9 Sweden	9 Iceland	9 Sweden	9 Australia	9 Finland	9 Finland	9 Estonia
10 Iceland	10 Sweden	10 Iceland	10 Canada	10 Latvia	10 Australia	10 Finland
11 Ireland	11 Ireland	11 Ireland	11 Germany	11 Australia	11 Ireland	11 Australia
12 Canada	12 Canada	12 Germany	12 Estonia	12 Germany	12 Canada	12 Latvia
13 Germany	13 Germany	13 Canada	13 Ireland	13 Ireland	13 Latvia	13 Iceland
14 Estonia	14 Estonia	14 Estonia	14 Iceland	14 Austria	14 Germany	14 Canada
15 Japan	15 Japan	15 Switzerland	15 Austria	15 Iceland	15 Austria	15 Ireland
16 Switzerland	16 Netherlands	16 Austria	16 Portugal	16 Canada	16 Iceland	16 Germany
17 Austria	17 Switzerland	17 Portugal	17 Poland	17 Poland	17 Poland	17 Austria
18 Portugal	18 Austria	18 Netherlands	18 Switzerland	18 Portugal	18 Spain	18 Spain
19 Netherlands	19 Portugal	19 Japan	19 France	19 Czech Republic	19 Portugal	19 France
20 Belgium	20 Slovenia	20 France	20 Netherlands	20 Netherlands	20 Czech Republic	20 Poland
21 France	21 Chile	21 Poland	21 Slovenia	21 France	21 France	21 Portugal
22 Slovenia	22 Israel	22 Spain	22 Slovak Republic	22 Slovenia	22 Netherlands	22 Czech Republic
23 Chile	23 Belgium	23 Slovak Republic	23 Spain	23 Switzerland	23 Switzerland	23 Netherlands
24 Israel	24 France	24 Mexico	24 Japan	24 Spain	24 Japan	24 Switzerland
25 Spain	25 Poland	25 Israel	25 Czech Republic	25 Slovak Republic	25 Slovenia	25 Japan
26 Slovak Republic	26 Slovak Republic	26 Chile	26 Mexico	26 Japan	26 Slovak Republic	26 Slovenia
27 Mexico	27 Spain	27 Belgium	27 Hungary	27 Hungary	27 Italy	27 Slovak Republic
28 Hungary	28 Mexico	28 Czech Republic	28 Belgium	28 Belgium	28 Hungary	28 Turkey
29 Poland	29 Hungary	29 Slovenia	29 Italy	29 Mexico	29 Mexico	29 Belgium
30 Luxembourg	30 Luxembourg	30 Hungary	30 Chile	30 Italy	30 Belgium	30 Israel
31 Czech Republic	31 Italy	31 Turkey	31 Israel	31 Israel	31 Israel	31 Italy
32 Turkey	32 Turkey	32 Italy	32 Turkey	32 Chile	32 Chile	32 Hungary
33 Italy	33 Greece	33 Luxembourg	33 Greece	33 Luxembourg	33 Turkey	33 Mexico
34 Greece	34 Czech Republic	34 Greece	34 Luxembourg	34 Greece	34 Luxembourg	34 Chile
				35 Turkey	35 Greece	35 Luxembourg
						36 Greece

各年の報告書が公表された時点での順位

桃色セルは前年と比べて日本を上回った国

Doing Business における日本の各項目の順位

項目	Doing Business 2018		Doing Business 2019	
	世界順位	OECD順位	世界順位	OECD順位
事業設立の容易性	106位	32位	93位	29位
建設許可取得	50位	21位	44位	19位
電力事情	17位	9位	22位	11位
不動産登記の容易性	52位	26位	48位	23位
資金調達環境	77位	22位	85位	26位
少数投資家保護	62位	24位	64位	23位
納税環境	68位	29位	97位	33位
貿易環境	51位	28位	56位	30位
契約執行状況	51位	23位	52位	24位
倒産処理	1位	1位	1位	1位

世界からみる日本のビジネス環境の現状 - Doing Business2019における日本の評価 -

10分野の評価対象のうち、

- 資金調達環境 (**Getting Credit**)
- 少数投資家保護 (**Protecting Minority Investors**)
- 契約執行状況 (**Enforcing Contracts**)
- 破綻処理 (**Resolving Insolvency**)

法律や制度の内容が
中心的な評価基準



これら4つの分野における日本の国際評価を分析することにより、日本のビジネス環境を基礎づける法や制度の内容が世界に正確に理解されているかを測ることができるのではないか。

資金調達環境 (Getting Credit)

項目	評価
法的権利の強さ (0-12)	5.0
- 非典型担保に係る法的枠組の有無	0
- 個別財産を対象とする非占有担保権の有無	1.0
- 全資産を対象とする非占有担保権設定の有無	0
- 担保権の及ぶ範囲	0
- 担保権設定契約における義務の明示	1.0
- 債務者名で検索できる担保登録制度の有無	0
- 全ての非典型担保に係る担保登録制度の有無	0
- オンライン化された担保登録制度の有無	0
- 債務者の無資力時における担保権者への優先弁済	1.0
- 企業の破産手続下における担保権者への優先弁済	1.0
- 企業の再建型倒産手続下における担保権の自動停止及びその解消策の有無	0
- 民事執行手続下における担保権実行	1.0

年	日本順位
2010年	17位
2011年	30位
2012年	32位
2013年	35位
2014年	53位
2015年	60位
2016年	69位
2017年	73位
2018年	77位
2019年	85位

2019年版OECD上位	
1位	ニュージーランド
2位	アメリカ
3位	オーストラリア
4位	ラトビア
5位	カナダ

法制度の評価を中心とする4項目の分析 - 資金調達環境

資金調達環境の評価

法的権利の強さと信用情報へのアクセスの容易性によって評価。

→法的権利の強さで評価されるのは、**主に動産・債権を担保とする資金調達の容易性**。

- 日本は、ポイントを得られなかった7項目について求められる法制度をすでに完備。
 - ・判例等による非典型担保に係る法的枠組みの確立。
 - ・企業担保法における全資産を対象とする非占有担保権規定。
 - ・動産債権譲渡特例法に基づく動産譲渡登記制度とオンライン化。
 - ・民事再生法における担保権実行中止命令(民再31条1項)。



民法等の法律には規定されていなくとも、**判例法理等で確立している法制度**や、法律で規定されているにもかかわらず**正確に内容が理解されていない法制度**が見受けられるために、資金調達環境における日本の低評価。

判例によって形成されてきた法制度の一例

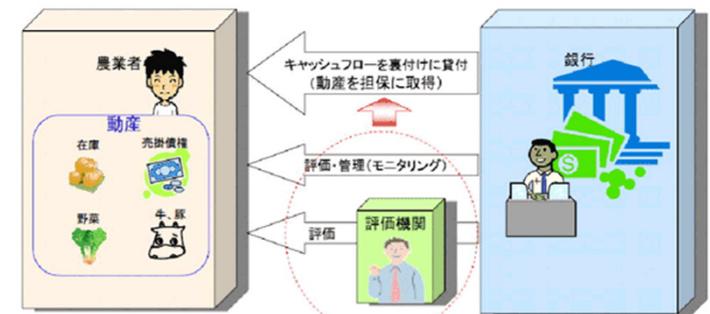
【譲渡担保】

昭和8年4月26日大審院判決によって初めて概念規定が付与され、判例によって解釈が形成されてきた。「条文のない、しかしそれについて一連の判例群が存在する1つの担保手段」

道垣内弘人『非典型担保法の課題』(有斐閣、2015年)2頁



- ABL (Asset Based Lending) 資産担保融資
債務者の有する資産(集合動産・在庫担保、売掛債権等)を担保として活用する資金調達方法。
- 経済産業省による「ABLガイドライン」の制定(2008年)
公正な取引を推進し、ABLを透明性の高い市場として発展させていくために制定されたABLに関する一定の実務指針。
- 農林水産省による農林水産分野でのABLの取組事例報告例) 動産担保(乳牛・肉用牛・冷凍マグロ・米)



出典:農林水産省HP(<http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/abl/>)

少数投資家保護 (Protecting Minority Investors)

項目	評価
利益相反取引の規制 (0-10)	7.0
開示の程度 (0-10)	7.0
取締役責任 (0-10)	6.0
株主代表訴訟 (0-10)	8.0
株主によるガバナンス (0-10)	5.0
株主の権利 (評価0-10)	6.0
所有と支配 (評価0-10)	3.0
企業の透明性 (評価0-10)	6.0

年	日本順位
2010年	14位
2011年	14位
2012年	15位
2013年	16位
2014年	56位
2015年	56位
2016年	58位
2017年	58位
2018年	62位
2019年	64位

2019年版OECD上位	
1位	ニュージーランド
2位	カナダ
3位	ノルウェー
4位	イギリス
5位	アイルランド

法制度の評価を中心とする4項目の分析 - 少数投資家保護

法制度を正確に理解されていないために、既に条文として規定されているながら、正しく評価されていない項目が見受けられる。

- 利益相反取引の株主への即時開示の義務付け(会社法356条)。
- 少数株主の株主総会招集権限の付与(会社法297条)。
- 社外取締役選任の実質義務化(会社法327条の2)。
- 監査委員会の設置義務(会社法357条1項・400条)。
- 50%超の株式取得時の全株主への公開買付け義務(金融商品取引法27条の2～22)。



すでに条文化されているながら、**法制度の正確な理解**がなされていないことによる日本の少数投資家保護における低評価。

契約執行状況 (Enforcing Contracts)

項目	評価	年	日本順位
裁判手続の質 (0-18)	7.5	2010年	27位
- 裁判所の構成及び裁判手続 (0-5)	- 3.0	2011年	27位
- 商事事務専門部の存否	- 0.0	2012年	28位
- 少額訴訟 (手続の有無・本人訴訟の存否)	- 1.5	2013年	29位
- 裁判前の差押手続の有無	- 1.0	2014年	19位
- 新受事件の裁判官への割当	- 0.5	2015年	48位
- 事件管理 (0-6)	- 1.0	2016年	48位
- 裁判手続の時間的基準	- 0.0	2017年	50位
- 滞留案件	- 0.0	2018年	51位
- 裁判前協議手続の有無	- 1.0		
- 裁判官用・弁護士用電子事件管理ツールの有無	- 0.0		
- 裁判の電子化 (0-4)	- 1.0		
- 電子的手段による申立ての可否	- 0.0		
- 電子的手段による訴状送達可否	- 0.0		
- 電子的手段による手続費用の支払いの可否	- 0.0		
- 判決の公開の有無	- 1.0		
- 裁判外紛争処理手続 (0-3)	- 2.5		
		2019年版OECD上位	
		1位	韓国
		2位	ノルウェー
		3位	オーストラリア
		4位	リトアニア
		5位	オーストリア

法制度の評価を中心とする4項目の分析 - 契約執行状況

契約執行状況の評価

裁判手続に要する時間やコストの評価と裁判手続の質の評価とに分類。

- 裁判手続に要する時間・コストの評価は他国と比較しても遜色ない評価。
- 「裁判所の構成」に関する評価; 「商事事件専門部なし」との評価。

東京地裁・大阪地裁における商事部、知的財産部、倒産部あり。

- 「事件管理」や「裁判の電子化」の項目の低評価。

日本の裁判手続が従来どおりの書面を用いた手続であることから、電子的手段を用いた事件管理や裁判手続の項目が最低評価(1.0ポイント)。

- 郵送やファックスで紙の書面のやり取りをする日本の裁判手続。

ビジネスにおいて国際間での紛争が生じた際に、情報共有や手続進行の点で使いづらいと評価。



日本の裁判所の組織構成が十分に理解されていないことによる低評価。
裁判手続のIT化の実現が遅れていることによる日本の契約執行状況の低評価。

倒産処理 (Resolving Insolvency)

項目	評価
倒産処理手続の質 (0-16)	14.0
- 倒産処理手続の開始 (0-3)	- 3.0
- 債務者財産の管理 (0-6)	- 6.0
- 再建型倒産手続 (0-3)	- 3.0
- 債権者の手続参加 (0-4)	- 2.0

年	順位
2010年	1位
2011年	1位
2012年	1位
2013年	1位
2014年	2位
2015年	2位
2016年	2位
2017年	2位
2018年	1位

法制度の評価を中心とする4項目の分析 - 倒産処理

倒産処理の評価

倒産処理手続に要する時間やコストの評価と、倒産処理手続の質の評価とに分類。
日本は、そのいずれにおいても満点に近い高い評価。

- 債権者の手続参加の項目を除いて、全項目で最高評価。
- 債権者の手続参加

日本の倒産処理手続では、債権者の許可に代わって、裁判所の許可や管財人・監督委員の許可によって手続の適正性や透明性を担保。

→諸外国と手続構造に相違があることが理由として挙げられる。



諸外国との手続構造の相違の国際発信が十分ではないことによる低評価。

ビジネス環境の現状からみえる日本の司法の国際発信の課題

- ✓ 判例法理等で確立している法制度が国際的に知られていない。
- ✓ 条文上の法制度や裁判所の構造が国際的に正確に理解されていない。
- ✓ 裁判手続のIT化の遅れにより、紛争解決地として敬遠されている。
- ✓ 諸外国との手続構造の相違やプラクティス等の理解が十分でない。

日本の司法の適切な国際評価に向けて - 法制度等のさらなる充実 -

- 日本法・判例法理等のさらなる充実
条文の英語表現の正確性。
重要判例や判例法理等の国際発信に向けた方策の検討。



- ✓ 迅速な新法・改正法の翻訳
- ✓ 英語による重要判例の概要の紹介
- ✓ 英語による各法分野の法体系の紹介

日本の司法の適切な国際評価に向けて - 法制度等のさらなる充実 -

✓ 迅速な新法・改正法の翻訳

- ・どの分野から？
- ・どこまでの内容を？
- ・どのタイミングで？



- ・迅速性が要求される**ビジネス関連分野**から。
ビジネス関連分野：民商事法、金融法、知的財産法、労働法、倒産法など。
- ・**法改正の経緯・改正内容・旧法との相違点等**の概要。
- ・**新法・改正法等の施行前**までに。

✓ 英語による重要判例の概要の紹介

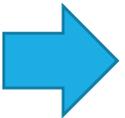
- ・どの分野から？
- ・どの時期の判例を？
- ・どこまでの内容を？



- ・**ビジネス関連分野**から。
- ・**条文にない判例法理として確立している重要判例**から。
最新判例の紹介も重要ではあるが。
- ・**要旨**。

✓ 英語による各法分野の法体系の紹介

- ・どの分野から？
- ・どこまでの内容を？



- ・**ビジネス関連分野**から。
- ・各法令へのアクセスの足掛かりになるような簡潔な法体系。

日本の司法の適切な国際評価に向けて - 法制度等のさらなる充実 -

■ 裁判手続等のIT化早期実現

国際紛争における**当事者が利用しやすい裁判手続**の構築。
海外企業の紛争解決地としての選択肢。



2018年3月 裁判手続等のIT化検討会

「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ - 3つのeの実現に向けて - 」

2018年7月 民事訴訟手続IT化研究会発足

→e法廷・e事件管理・e申立て実現に向けた詳細の検討を始動。

2018年10月 倒産手続のIT化研究会発足(倒産実務家・研究者等による民間の研究会)

→マウントゴックス再生事件等の海外居住債権者を含む大規模倒産事件への対応の必要性。

e届出・e集会・e事件管理・e申立て実現に向けた検討を始動。

日本の司法の適切な国際評価に向けて - 司法制度等の国際発信・PR -

■ 法制度・プラクティスの国際発信

日本の**司法制度の国際発信**。

法律・判例には明確に示されない裁判所や実務家による**プラクティスの発信**。
日本独自の手続構造や当事者間の関係性等の発信。



どのように国際発信・PRするか？

✓ 各分野の**研究者等との連携**を図る。

国際学会での日本法制の紹介。

海外ジャーナル等への日本法制に関する英語論文の掲載。

各法分野の法体系の執筆。

✓ **裁判所等の国際力強化**。

裁判官・弁護士の国際学会への参加・事例等の報告。

✓ 法令翻訳の**専門家育成**。